

經濟論叢

第 159 卷 第 4 号

-
- アバッティのマクロ経済理論……………小 島 專 孝 1
- ポーランドの市場経済移行と
IMF コンディショナリティ……………津 久 井 陽 子 31
- 人口移動に対する経済的誘因の有効性……………雲 和 広 45
- 松下電器の月賦販売制度の形成と展開……………日 高 謙 一 71
- 東北タイにおける児童労働供給(1)……………石 井 一 也 92
-

平成 9 年 4 月

京 都 大 学 経 済 学 會

ポーランドの市場経済移行と IMF コンディショナリティ

津久井陽子

I はじめに

ポーランドは1989年9月の統一労働者党政権の崩壊後、1990年1月からIMFのショック療法による市場経済移行を開始した。その過程で深刻な不況が生じ、改革の継続が危ぶまれる事態が生じたため、多くのショック療法に対する批判が行われてきた。そのなかでも体制移行における諸制度の形成の役割を重視する新制度主義の論調は早急な移行政策に対する反省から当のIMFの政策にもとり入れられるところとなっており¹⁾、また実際的にもEUへの経済統合を進めるうえで、EUの制度の移植は重要な政策課題である。

本稿ではポーランドの市場経済移行にあたってまず課題とされた安定化政策の過程をIMFコンディショナリティの果たしてきた役割に注目して分析し、体制移行を国際的連関のなかでとらえる必要性を指摘したい。

叙述の順序は以下のように行なう。まず体制移行プログラムの概要を示し(II)、次にそれによってもたらされた1990—91年不況下の産業構造の変容と財政危機によって一定の政策修正が行なわれるに至る過程を説明する(III)。そして1992年以降の景気の回復過程で懸案であった財政改革や国営企業の不良債権処理、大規模民営化が着手され、構造改革が進んだこと、およびそれが先進諸国によって評価されて債務削減が実現し、国営大企業の民営化が本格化する可能性が広がったということを結論づける(IV)。

1) Vito Tanzi, *Fiscal Policies in Economies in Transition*, IMF, 1992 p. 2.

II 市場経済移行プログラムの概要

(1) 1980年代末の経済状況

ポーランドの市場経済移行は、1970年代以降深刻化した対外債務問題のためIMFの構造調整の枠組みの下で行なわれることになった。まずその経過を以下に概括しておく。

ギエレク (E. Gierek) 政権 (1970—80年) は、1968年11月に決定された経済改革案が1970年12月に食料品価格の大幅値上げに反対する労働者の暴動 (12月事件) によって頓挫するなかで成立した。ギエレクは西側借款の導入による高度成長政策を採用し、1970年代半ばには1950年代の工業建設の最盛期を上回る蓄積率が記録される一方で、対外債務は1989年には400億ドルに膨張した。債務輸出比率が1980年代を通じて200—300%²⁾ にのぼり、債務の返済が不可能となるなか、物資の不足が日常化し、物価が高騰した。

政府はこうした経済危機の原因を中央計画経済体制の硬直性に求め、1982年に企業の自立性、自己資金調達、労働者自主管理を原則とする経済改革を行ない、次いで1988年にはこれまで手をつけられていなかった補助金の削減に踏み込んだ。しかしこの試みは1981年12月に施行された戒厳令の下で自由化が部分的に止まったために、労働規律の弛緩、官僚層の腐敗が進み、经济管理の一層の混乱をきたす結果となった。ポーランド政府は社会主義体制の枠内での改革を断念し、1988年12月に市場経済への移行を宣言、また政治的にも1989年2月に「連帯」との間で円卓会議が行なわれ、部分的ではありながら戦後初めての自由選挙を6月に実施することを決定した。この選挙で「連帯」は圧勝し、9月にマゾビエツキ (T. Mazowiecki) を首班とする「連帯」政権が成立した。

この間経済状況はさらに悪化し、円卓会議における合意によって、食料品価格の自由化と賃金の100%物価スライド制が導入された後、激しいハイパーインフレーションが発生した。ポーランドの市場経済移行が安定化を第一の課題

2) The World Bank, *World Debt Tables 1993-94*, Vol. 2, 1993, p. 366.

としたことは蓋し当然であった。

(2) バルツェロビッチ・プランの登場

ポーランドの市場経済移行プログラムは、IMFの顧問として、ボリビアをはじめとする重債務国の構造調整に携わってきたハーバード大学教授のサックス(J. Sachs)の提言に基づいて策定された。これは当時のバルツェロビッチ(L. Balcerowicz)蔵相の名をとってバルツェロビッチ・プランと呼ばれている。

バルツェロビッチによると、体制移行プログラムは財政赤字の縮小、マネーサプライの抑制、賃金管理、為替レートの固定などの手段によるマクロ経済の安定化、国家介入の排除によるミクロ経済の自由化、および基礎的な制度改革を3つの柱とする包括的パッケージである。制度改革は既述のミクロ経済の自由化と機構およびサブシステム全体の改造を内容とする。ポーランドにおいては共産党政権下で行なわれた漸進的改革の失敗と3つの政策の間の強い相互連関を念頭に安定化の実施と同時にラディカルな自由化と制度改革を行なう選択が行なわれた³⁾。この意味でポーランド改革は典型的なショック療法であり、旧ソ連・東欧諸国の体制移行の最初のモデルケースとして、その成功のために改革に先立つ89年に10億ドルの通貨安定化基金が設置されたことをはじめ、IMF・先進諸国の格別の支援のもとで行なわれることになった⁴⁾。バルツェロビッチ・プランは1990年1月1日から実施に移された。次節でそのショック療法の遂行過程をみてみよう。

3) Leszek Balcerowicz, *Socialism, Capitalism, Transformation*, Central European University Press, 1995, p. 318, 320. サックスの見解については David Lipton and Jeffery Sachs, "Creating a Market Economy in Eastern Europe: The Case of Poland, *Brookings Papers on Economic Activity* 1: 1990, pp. 99-100 を参照。

4) 旧ソ連・東欧諸国への二国間・多国間援助については、United Nations Economic Commission for Europe, *Economic Survey of Europe in 1992-1993*, 1993, p. 240. を参照。

(3) 安定化政策の遂行

安定化の遂行過程についてみると⁵⁾、価格自由化のため、消費財、生産財のそれぞれ5%を除いて補助金が廃止・削減され、石炭価格や電力料金は規制を残しながらも300—600%引き上げられた。また単一為替レート導入のために為替レートは1ドル=6500ズロチから1ドル=9500ズロチに切り下げられた。このため1月はインフレ率は月率78%に達したが⁶⁾、政府はインフレの昂進を抑制するため、通貨政策においては、マネーサプライ管理に加え、インフレ率を上回る名目金利を設定し、過去の債務に遡及して適用する特別措置をとった。為替

第1表 1988—92年における財政収支 (%)、対GDP)

	1988	1989	1990	1991 ^(a)	1991 ^(b)	1992
歳入総計	35.6	29.7	32.5	26.8	22.7	23.9
うち						
取引税・関税	12.9	8.8	7.1	8.5	8.4	9.9
法人所得税	13.4	12.1	17.7	8.7	7.7	4.4
賃金税	4.2	5.0	4.4	5.3	4.7	1.3
個人所得税	*	*	*	*	*	5.5
その他	5.1	3.8	3.3	4.3	2.0	2.8
歳出総計	37.0	35.7	31.9	30.3	27.3	29.2
うち						
投資支出	5.3	4.1	3.6	3.0	1.9	1.5
補助金	16.0	12.5	7.1	3.7	3.7	3.4
社会保障費	1.5	2.3	3.3	4.7	4.7	7.1
人件費	4.0	6.0	5.7	7.2	6.5	7.8
経常支出	31.7	31.6	28.3	27.8	25.3	18.1
財政収支	-1.4	-6.0	0.6	-3.9	-4.4	-5.3

(注) 1) 1991年に中央財政から地方財政が分離された。a)は未分離、b)は分離後の数値である。

2) *は財政改革の前後で存在しない費目を示す。

(出所) 1988—1992年 Alain de Crombrughe "The Polish Government Budget Stabilization and Sustainability", in Kalman Mizsei ed, *Developing Public Finance in Emerging Market Economies*, The Institute for East West Studies, 1994, p. 99. 原資料はポーランド大蔵省資料。

5) 以下、David Lipton and Jeffery Sachs, *op. cit.*, pp. 112-115.

第2表 1989—93年における経常収支

(百万ドル)

	1989	1990	1991	1992	1993
経常収支	-1,419	716	-1,359	-269	-2,329
貿易収支	240	2,214	51	512	-2,293
商品輸出	7,575	10,863	12,760	13,997	13,585
商品輸入	7,335	8,649	12,709	13,485	15,878
サービス収支	-228	-150	236	429	469
移転収支	1,656	1,981	1,217	2,929	3,019
利払い収支	-3,087	-3,329	-2,863	-4,139	-3,524
利子受取	382	581	541	527	400
利子支払(満期)	-3,469	3,910	3,404	4,666	3,924
うち支払	1,066	430	888	1,095	870
減免	36	8	871	2,407	2,095

(出所) Warsaw School of Economics, World Economy Research Institute, *Poland International Economic Report*, 1993. p. 141, 1994. p. 155. 原資料はポーランド国立銀行統計。

政策においては、90年1月から91年5月まで1ドル=9500ズロチの固定レートを維持し、為替切り下げによるインフレを回避した。賃金政策においては、インフレ率に対して定められた許容幅を超える賃上げを行なう事業者に対して高率の超過賃金税を導入した。その結果、年間インフレ率は1990年の585.8%から1991年には70.3%に低下し⁹⁾、財政収支は、第1表にみられるように1980年代に、GDPの1/6をしめた補助金支出が90年には7%の水準に低下したことを主な要因として、対GDP比0.6%の黒字に転じ、貿易収支も第2表に見られるように、為替切り下げによって1990年は22億1400万ドルの黒字を計上した。

こうしたインフレの鎮静化と財政収支、貿易収支の黒字化、物資の不足の解消をもって1990年の前半はショック療法の成功がうたわれた。しかしこうしたデフレ政策は深刻な不況をもたらし、体制移行は当初の楽観的観測どおりに順調には進まなくなった。次章でその過程を考察しよう。

6) Liam P. Ebrill et al., *Poland: The Path to a Market Economy*, IMF Occasional Paper No. 113, 1994, p. 99.

III 1990—91年不況とIMFの政策修正

(1) 1990—91年不況による生産低下

バルツェロピッチ・プランの実施によって、ポーランドのGDPは1990年に11.6%、1991年に7.6%低下し⁷⁾、深刻な不況が生じた。

まず、貿易については、1991年6月のコメコン解体、1992年のソ連市場の崩壊によって、機械・輸送機器など従来のコメコン貿易体制における主要輸出品目の輸出は激減し、ポーランドの主な貿易相手国はコメコン諸国からEU諸国に転換した。経常収支は第2表の示すように、1990年は一時的に7億1600万ドルの黒字を計上したが⁸⁾、インフレの進行により1991年5月の為替切り下げとクローリング・ベックへの移行後も実質為替レートの増価傾向が継続し、商品輸入が増加したことを原因として1991年には13億5900万ドルの赤字に転じた。その後も赤字が続いたため1992年2月、1993年8月と為替の切り下げが行なわれた。この過程で西側製品のポーランド市場への流入が進んだ。

農業の場合、農産物の政府買い付け制度が廃止され、補助金によって安価に供給されていた肥料や農業機械の価格が市場価格となり経営が悪化していたときに補助金つきのECからの農産物輸入が著増した。このため1990年6月の農業省の占領事件、道路閉鎖など農民による抗議行動が発生し、政府も関税引き上げなどの措置を講じざるを得なくなった。

ここで1991年12月にポーランドとEUと間に締結された欧州協定についてふれておこう。欧州協定はポーランドの最終的なEU加盟を目標として政治・経済協力を進めることを規定した二国間協定であり、他の東欧・バルト諸国もそれぞれ同様の協定を結んでいる。通商関連条項は1992年3月に発効したが、これはEUが経済支援の意味で先行的に市場開放を行ない、施行後最大10年以内に漸次自由貿易地域を樹立することを規定したものである。しかしポーランドの輸出競争力のある鉄鋼、化学製品、靴・繊維・衣料、食品製品はEU域内生

7) *Ibid.*, p. 99.

産者保護のため関税の引き下げスケジュールを遅らせる「センシティブ製品」に指定されたほか、1992—93年にかけて鉄鋼、化学製品、農産物に対する反ダンピング関税が頻繁に発動されるなど、ポーランドの輸出拡大にとってその役割は限定されることになった。

また、一連のデフレ政策によって企業財務は悪化した。とりわけ国営企業は大部分の補助金が停止されたことに加え、民間企業育成のために、価格自由化後の再評価に基づいた32%の固定資産税の導入、超過賃金税の民間部門での撤廃後の継続など、過重な税負担が課せられたために企業間決済の延滞納による不良債権の累積が深刻化した。1993年以降その処理が開始されるが、その内容はIV(1)で後述する。

こうした過程を経て、1989年と比較した1992年の生産高は繊維は52%、非鉄金属は43%、機械は42%低下し、全製造業では30.4%低下した⁸⁾。これらはコメコン分野に従事した国営大企業の比重の高い部門である。実質所得についてみると、実質平均賃金は、90年に39.8%、91年に8.4%低下し、農民の実質所得は90年に42.6%、91年に39.3%低下した⁹⁾。失業率は1990年6.5%、1991年11.4%と増加し¹⁰⁾、とりわけ民間部門による雇用創出の少ない農村部における貧困問題は深刻であった。

(2) 国営企業の民営化

ポーランドでは統一労働者党政権の末期から国営企業の民営化が進行したが、本格化するのは1990年7月に成立した国営企業民営化法の施行以後である。ここでは1992年までに行なわれた民営化政策の諸方式(国営農場を除く)を吉野悦雄氏の研究から要約することによって示しておこう。

- a) 1981年9月の国営企業法(90年改正)第19条が定める清算手続による

8) Central Office of Planning, *Poland 1992. The Social and Economic Situation*, 1993, p. 110.

9) Warsaw School of Economics, *Transforming The Polish Economy I*, 1994, p. 11.

10) *Ibid.*, p. 6.

民営化

これは1989年1月の国営企業財務経営法が定めた資本使用料および法人税の双方を納入できない企業に対して、設立機関はただちに清算手続を開始することができるように定めている。実際にこの適用を受けたのは、従業員が数十人規模の小企業であり、雇用政策上の観点から従業員が数百人以上の中規模以上の企業に対しては清算は執行されなかった。

b) 1990年7月の国営企業民営化法が定める清算手続による民営化

これは企業資産の活用形態として、イ)従業員持ち株会社が国庫または県から有料で賃借して操業を続けるか、ロ)外資等が参加する株式会社を設立してそこに移管させるか、ハ)第三者に売却するか、の3つを定めている。最も一般的なケースはイ)の場合であり、契約した賃貸期間が経過した後は従業員持分会社がその資産を買い取るのが想定されている。産業別には、圧倒的に建設業が多く、地方の工務店や都市の設計事務所がこの手続によって民営化された。ついで小売業が多く、工業は相対的に少ない。

c) 1990年7月の国営企業民営化法が定める国庫全株所有株式会社化による民営化

これはまず国営企業を国庫全株所有株式会社に転換した後、原則2年以内に第三者に株式を譲渡する方法である。政府はこの方法を民営化の主要形態とする構想であったが、現実には国営企業の財務状態の悪さのため、株式会社化が進まず、この法律によって民営化された国営企業はほんの少数にとどまった¹¹⁾。

国営企業の民営化の他に、小規模の合弁企業や個人商店の新規設立が民間部門の拡大に大きな役割を果たし、1992年以降の景気回復を主導した。民間部門のシェアは1992年にGDPの49.7%、雇用の53.7%（個人農を除外すると40.4%）に達し、特に貿易、建設業では雇用の8割を占めた¹²⁾。所得の面でも

11) 吉野悦雄「市場経済化過程のポーランド農業(1)―激動と静寂―」【ロシア・東欧の農業】Vol. 6 No. 3, 1994, pp. 4-12.

12) OECD, *Economic Surveys Poland 1994*, 1994, p. 19.

非農業民間部門賃金は実質で1990年に7.4%、1991年に1.0%増加した¹³⁾。

(3) 財政危機の発生とIMFの融資停止

こうした1990—92年の不況の下での産業構造の激変に対応して、財政危機が発生し、IMFとの取り決めを遵守することが困難になった。第1表が示すように、1990年は補助金の大幅削減(89年GDP比12.5%→7.1%)と価格自由化直後の価格つりあげによる企業収益の好転によってもたらされた法人所得税の増収(同12.1%→17.7%)によって、IMFのコンディショナリティを超過達成してGDP比0.6%の財政収支黒字が生じた。しかしこれは一時的な現象にとどまり、1991年以降、法人所得税の減収と(90年17.7%→92年4.4%)、社会保障費の増大(90年3.3%→92年7.1%)によって財政赤字が拡大した。法人所得税の減収は、1989年比で20%ものGDPの落ち込みと民間部門の捕捉率が低いことによるものである。社会保障費の増大は、失業給付と早期退職の増加による老齢年金給付の増大と賃金税(1992年以降は社会保険料)の滞納による社会保険基金の財政破綻を国庫からの移転によって補填していることによる。これは要するに不況による所得低下を国庫が補填しているということである。

1991年9月に財政赤字の対GDP比率とインフレ率がIMFの成果基準を上回ったためIMF融資が停止されたが、それから1993年4月の融資再開までの期間は、財政・金融政策における成果基準が緩和される一方で、懸案の税制・社会保障改革や大規模民営化が着手されたという点で、体制移行の段階を画する。IMFは融資停止の後、11月には財政赤字目標をGDP比5%から7%に緩和する修正予算を承認したが、この政策修正は政治的には1991年10月の総選挙での小党乱立の結果もたらされた政局の不安定化を受けて、それまで経済改革を主導してきたバルツェロピッチ蔵相が辞任したことに反映している。労働組合は改革当初、政府支持の立場からストライキを自制していたが、1991年になると大規模なストライキを起こすようになっていた。

13) Warsaw School of Economics, *op. cit.*, p. 11.

その一方で、政府は着々と市場経済体制に必要な制度改革を進めた。社会保障制度改革としては、1990年以来数次の法改正によって失業給付の資格要件の厳格化と受給金額・期間の縮小を行なったほか、1991年11月に年金改革法案を通過させた。ただし、この年金改正は既得権益を侵すものとして最高裁の違憲判決を受け、本格的な改革は持ち越されることになった。税制改革としては、1992年1月に個人所得税、1993年7月に付加価値税を導入し、歳入基盤の強化に努めた。1993年以降財政収支は好転する。

また1993年2月に企業・銀行再建法、次いで4月には大規模民営化法が成立した。これはこれまで商業、貿易、建設業に比較して民営化が遅れていた製造業および銀行の民営化を本格化するものである。その内容については次章で検討することにしよう。

IV 制度改革と民営化政策の進展

(1) 企業・銀行金融再建法

Ⅲ(1)で述べたような1990年以來のデフレ政策によって、ポーランドの決済システムは麻痺し、IMFによると1991年半ばの監査の結果では、1989年に中央銀行から分離された9つの商業銀行のうち、民営化された2行を除く7行の貸付資産の平均16%は回収不能であり、22%は回収が疑わしく、さらに24%が標準以下であり、回収不能／不確実の債権は30億ドルにのぼった¹⁴⁾。こうした不良債権の累積は企業向け融資の停滞、国営企業・銀行の民営化の遅延の原因となったため、政府は93年2月に成立した企業・銀行金融再建法に基づいて不良債権の処理を開始した。世界銀行は4億5000万ドルの企業・金融部門調整融資を供与してこれを支援した。

前掲のIMFの報告書によると、不良債権処理は以下の手続きに従って進められる。第1に国営銀行は不良債権を分離し、その回収・管理を担当する部局を新設する。第2に、銀行は回収不能債権の100%、回収が不確実な債権の

14) Liam P. Ebrill et al., *op. cit.*, p. 35.

50%に対して引当金を計上し、1990年に外国政府により供与された通貨安定化基金を原資として発行された5億6000万ドルの国債の保有によって、資産の積み増しを行なう。第3に銀行は1994年3月（後に4月に延期）を期限として、支払いを延滞している企業と更正計画を作成する。その手段には支払い期限のリスケジュールリング、債務の一部帳消し・株式化が含まれ、リストラ計画に合意できない場合は破産を申し立てることになる。これらの手段が適用されない債権は1994年4月末までに売却される。第4に銀行との再建計画に合意できない場合であっても社会的・政治的な理由により政府が当該企業に対して救済策をとる余地を認めている¹⁵⁾。

通貨安定化基金を償却資金に転用するにあたり、1996年末までに銀行の民営化を完了することが条件とされた。期限までに民営化が完了できなければ基金の利用は停止される¹⁶⁾。銀行の民営化は1993年4月にボズナン市の Wielkopolski Bank Kredytowy に欧州復興開発銀行 (EBRD)、Allied Irish Bank PLC が資本参加したのを皮切りに、カトピツェ市の Bank Slaski にオランダの ING 銀行が、クラクフ市の Bank Przemyslowo-Handlowy に EBRD、ING 銀行、大和銀行、輸出銀行である Bank Rozwoju Eksportu にドイツのコメルツ銀行、開発銀行である Polski Bank Rozwoju にシティバンクがそれぞれ資本参加している。

これまで銀行の民営化は不良債権問題のため難航していたが、銀行の民営化が進展すれば、ポーランドの取引・決済関係は近代化され、一層の産業構造の変化がもたらされることになろう。

(2) 大規模民営化法

ポーランドでは民営化の速度を上げるため、1993年4月に大規模民営化法が

15) *Ibid.*, p. 36.

16) Creditanstalt, *Central European Quarterly, Facts and Figures on Central and Eastern Europe* 1/96, 1996, p. 68.

成立し、個別売却による民営化に加えてパウチャー方式の民営化が行なわれることになった。ここでは「大規模民営化」という日本で一般的な訳語を用いることにするが、対象となっている企業は比較的経営状態の良い中小企業413社であり、大企業を対象としているのではなく、またその規模も限定されていることに注意すべきである。

その仕組みは以下のとおりである。まず民営化企業の株式を運用する国家投資基金が15創設され、民営化対象企業の株式は33%は担当の基金に、27%はその他の基金に、15%は企業の従業員に無償で配分され、25%は政府が保有する。1 国家投資基金あたり7—8企業の筆頭株主となる。この国家投資基金のファンドマネージャーには欧米の投資信託会社が就任し、企業の合理化や売却の仲介を行ない、基金の運用成績を上げ、株式市場への上場をめざす。またその運用を監視するために、ポーランド人が3分の2以上を占める監査役会が設置された。成人国民は月収の1割程度の料金で国家投資基金の株式購入権であるパウチャーを購入することができる¹⁷⁾。

1995年11月にパウチャーの販売が開始され、基金の運用が始まったが、96年5月末までに2800万人がパウチャーの購入を申し込み、1100万人がパウチャーを購入した¹⁸⁾。1996年7月にはポーランド第4位のセメント企業であるノビニ社がドイツ第3位のディッカーホフ社に売却された。これはプログラム最大の合併・買収案件といわれ、この成功によって基金の運営方針をめぐってしばしば対立が生じていた金融機関と監査役会との力関係は金融機関優位になるという見方も出ている¹⁹⁾が、プログラムに対する評価を行なうにはまだ不確定要素が多い。

(3) 債務削減交渉の成立

ポーランドにとって債務問題の解決は市場経済移行を成功裡に行なううえで

17) Ministry of Privatization, *Information relating to the Universal Share Certificate*, 1995, p. 10-14.

18) *Warsaw Voice*, May 26, 1996, p. 9

19) 日本経済新聞、1996年7月23日(夕)。

対外的な最重要課題であった。1990年の対外債務残高489億8300万ドルのうち、パリクラブに対する公的債務が327億7800万ドル、ロンドンクラブに対する民間債務が111億6400万ドル²⁰⁾と公的債務の比率が高かったことがポーランドの体制移行に対する支援策としての交渉の妥結を容易にした。

まず、パリクラブは1991年3月に公的債務の削減に合意した。その内容は1994年3月までの利払いの80%を削減し、その後第二段階として純現在価値の50%を削減するという、ポーランドのような中所得国にあっては特例的な優遇措置であった²¹⁾。これはアメリカが欧州復興開発銀行の設立に対する議会の批准を条件に主要な債権国である欧州諸国に圧力をかけて実現したものである。ポーランド政府に対しては、1990年11月の大統領選挙でショック療法に対する政治的不満が表出し、その継続が危ぶまれていたとき、1991年1月に成立したピエレッキ新内閣におけるバルツェロピッチ蔵相の留任を要求した。1994年3月には公的債務削減の第二段階を行なうことが合意されるとともに、ロンドンクラブとの間で民間債務削減交渉が成立した。その内容は1989年以降重債務国に対して適用されているプレイディ・プランに基づき、利払いの減免、債務国による額面以下での債務の買い戻し、既存債務の他の債務・株式への転換等の手段により債務構成を変更するというものである。実際の削減額はオプションの運用状況によって決まる²²⁾。

前掲の第2表により債務削減の資金フローに与えた影響をみると、金利減免額は91年の8億7100万ドルから92年24億700万ドルに著増している。ただし実際の金利支払額は1991年の交渉成立以前は一方的に延滞していたため、さほど変わっていない。しかし第3表により中長期でポーランドが実際に使える資金である総純資金移転の推移をみると、80年代後半には10億ドル規模の資金が流出していたのに対し、90年に流出額は2億3200万ドルに激減し、91年にはプラスに転じていることがわかる。

20) Liam P. Ebrill et al., *op. cit.*, p. 76.

21) *Ibid.*, p. 77.

22) *Ibid.*, p. 78.

第3表 総純資金移転の変化

(百万ドル)

1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
-962	-317	-1,437	-1,068	-1,152	-232	266	-27

(出所) World Bank, *World Debt Tables, 1993-94*, Vol. 2, 1993, p. 366.

このように、IMFの構造調整開始後、ポーランドの国際収支は大幅に改善し、輸入の拡大による投資と消費の増加が可能になっている。また債務問題に関して、債権国政府・民間銀行との関係が正常化されたことは資本流入の拡大にとって重要な意味をもつ。ポーランドに対する100万ドル以上の大規模直接投資は契約ベースで1992年の14億800万ドルから1993年は30億ドル、1994年は43億2100万ドル²³⁾と著増している。IMFの構造調整は外国からの投資の誘発という点で成果を取めているといえよう。

V おわりに

以上、1990年代初めの時期におけるポーランドの市場経済移行過程をIMFコンディショナリティとの関係に注目しながら考察してきた。要約すると、ポーランドでは体制移行のモデルケースとしてショック療法による早期の体制移行が構想されたが、安定化政策の執行によってIMF・政府当局者の予想を超える不況が生じ、1991年末に財政金融政策におけるコンディショナリティの緩和を余儀なくされた。その後1993年に成立した企業・金融再建法および大規模民営化法によって、難航していた国営企業の株式会社化と株式公開による民営化が進められようとしている。こうした改革の進展が評価されて94年3月に民間債務削減交渉が成立し、国営大企業の民営化が本格化する道が開かれた。

IMFの構造調整の評価は、ポーランドの投資先としての環境整備に果たした役割から評価する必要がある。今後の産業、金融のEUへの統合課程を分析することをもって次稿の課題としたい。

23) Polish Agency for Foreign Investment, *Poland Fundamental Facts Figures and Regulations, Summer/95*, 1995, p. 34.